# 令和3年度 地方財政対策について

主計局主計官 関 禎一郎

# 1. はじめに

# (1) 地方交付税交付金制度の仕組み

地方交付税交付金は、地方交付税法において、国税 収入額の一定割合(令和3年度は所得税及び法人税の 収入額の33.1%、酒税の収入額の50%、消費税の収 入額の19.5%)並びに地方法人税の税収額を充てる 旨が規定されている\*1。

しかし、実際に地方公共団体に交付される地方交付 税総額の原資として、国の一般会計から交付税及び譲 与税配付金特別会計(以下「交付税特会」という。) へ繰り入れられる地方交付税(入口ベース)は、この 国税収入の一定割合であるいわゆる法定率分に、

- ・過去の地方財政対策における国と地方の貸し借りな どに起因して、地方交付税法附則等によって後年度 に加算することが定められている額の加算(法定加 算等)及び過年度の精算による加減算
- ・地方財政全体の収支見通しにおいて、地方歳出の総 額と、地方税、地方交付税の法定率分及び法定加算 等、地方債、国庫支出金などの地方歳入の合計額と の間に生じた乖離(地方の財源不足)を国・地方が 折半して補塡する(「国と地方の折半ルール」)ため の加算(特例加算)

を行ったうえで決定される。

# (2) 地方一般財源総額実質同水準ルール

地方財政計画においては、平成23年度以降、地方 の歳出水準について国の一般歳出の取組と基調を合わ せつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に 必要となる一般財源\*2の総額について、前年度を下回 らないよう実質的に同水準を確保することとされてき た (「地方一般財源総額実質同水準ルール」)。

この「地方一般財源総額実質同水準ルール」の下、 地方財政計画における一般財源総額は、不交付団体の 水準超経費\*3や消費税率の引上げに伴う社会保障の充 実に相当する分などを除き、平成23年度以降、同水 準で維持されてきている。このルールの下、歳出の伸 びを抑制する中で、国や地方の税収の回復に伴い、地 方財政計画における歳出歳入ギャップが縮小し、臨時 財政対策債の発行も減少してきた。

一方、令和3年度においては、新型コロナウイルス 感染症の影響もあり、国税・地方税の減収が見込まれ る厳しい財政状況のもと、国・地方で折半して負担す る財源不足が平成30年度以来3年ぶりに生じること が見込まれ、臨時財政対策債の増発はやむを得ない中 で地方財政対策に臨むこととなった。

# 2. 令和3年度地方財政対策の概要に ついて

#### (1) 「新経済・財政再生計画」等の方針

政府は平成30年6月15日に「新経済・財政再生計 画」を含む「経済財政運営と改革の基本方針2018」 を閣議決定し、令和7年度(2025年度)の国・地方 を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す旨を掲げ た。この財政健全化目標の実現に向けて、前述した

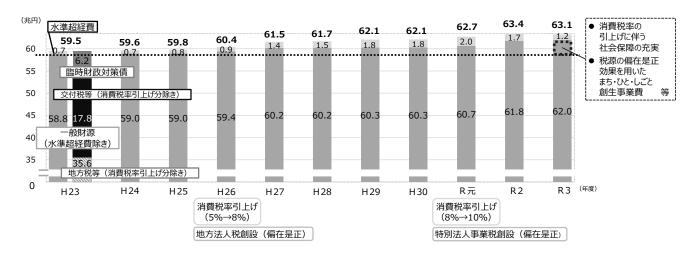
地方交付税法第6条第1項。 \*1)

<sup>\*2)</sup> 地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税交付金、臨時財政対策債の合計。

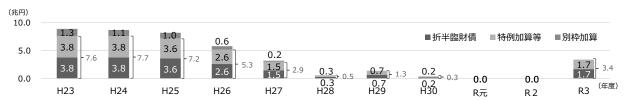
不交付団体の基準財政収入が基準財政需要を超過する額の見込み。不交付団体の税収増に伴い、交付団体の財源(地方交付税交付金)が減少しないよ う、地方財政計画の歳出に計上されている。

【資料:地方一般財源総額と折半対象財源不足の推移】

#### ◆ 地方一般財源総額の推移

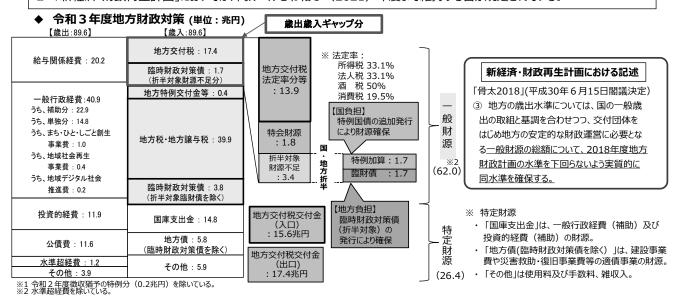


#### ◆ 折半対象財源不足額等の推移



#### 【資料:地方交付税総額(マクロ)の算定と「地方一般財源総額実質同水準」ルール】

- 地方交付税総額の算定においては、地方財政計画における歳出歳入ギャップに対し、国税の一定割合である地方交付税の 法定率分(国)を充当。
  - 法定率分等で不足する財源(折半対象財源不足)については、特例加算(国)と臨時財政対策債(地方)により国と地 方の折半で負担する仕組み。
- 「地方一般財源総額実質同水準ルール」とは、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、一般 財源の総額 (注) について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」もの。 (注) 一般財源総額とは、地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の総額。
- ○「新経済・財政再生計画」においては、同ルールを令和3(2021)年度まで維持する旨が規定されている。



「地方一般財源総額実質同水準ルール」を令和3年度 (2021年度)まで維持することとしている。

また、「令和3年度予算編成の基本方針」(令和2年12 月8日閣議決定)においては、「新経済・財政再生計画」 に沿った予算編成を行い、「地方においても、国の取組 と基調を合わせ徹底した見直しを進める」とされた。こ れに先立って取りまとめられた財政制度等審議会の「令 和3年度予算の編成等に関する建議」においては、「国と 地方を合わせた全体の歳出と歳入の巨額のアンバランス から目をそらしてはならず、国と地方が歩調を合わせて 財政健全化を進めていく必要がある。」とされている。

令和3年度の地方財政対策は、こうした方針・提言 に沿って策定されたものである。

## (2) 令和3年度地方財政対策のポイント

令和3年度の地方財政対策においては、交付団体を はじめとする地方公共団体が地域社会のデジタル化や 防災・減災、国土強靱化等に取り組みながら、安定的 な財政運営を行うことができるよう、一般財源総額に ついて、前年度地方財政計画の水準を下回らないよう 実質的に同水準を確保することを基本として地方財政 対策を講ずることとした。

その結果、地方公共団体に交付される地方交付税交 付金(出口ベース)は17.4兆円(対前年度+0.9兆 円)、地方の一般財源総額は前年度と実質的に同水準 の62.0兆円\*4(対前年度+0.2兆円)としつつ、地方 公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し た「地域デジタル社会推進費」を新たに計上するとと もに、防災・減災、国土強靱化対策として「緊急自然 災害防止対策事業費」を延長・増額するなど、現下の 課題にも適切に対応するものとなった。

# 3. 令和3年度地方財政対策(通常収 支分)について

## (1) 地方の歳出の見込み

#### A) 一般行政経費

令和3年度の地方の一般行政経費については、補助 事業として22兆9,416億円(対前年度+2,290億円)、 地方単独事業として14兆8,296億円(対前年度+ 786億円)が計上されている。

デジタル化によるメリットを享受できる地域社会の デジタル化を集中的に推進するため、地方公共団体金 融機構の公庫債権金利変動準備金を活用して、令和3 年度及び令和4年度限りの措置として新たに「地域デ ジタル社会推進費」を2,000億円計上することとした。

地方創生のための「まち・ひと・しごと創生事業 費」については、地方公共団体が自主性・主体性を最 大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じ たきめ細やかな施策を可能にする観点から、前年度同

【資料:令和3年度地方財政対策のポイント(概要)】

#### 1. 地方財政の姿

- ・地方交付税交付金等(入口ベース:一般会計の歳出)は15.9兆円(+0.1兆円)。
- ・地方財政計画上の地方交付税交付金(出口ベース:地方団体に交付される金額)は17.4兆円(+0.9兆円)。
- ・国と地方が折半で負担する**財源不足は3.4兆円(皆増)**。

#### 2. 地方一般財源総額の確保

- ・一般財源総額(水準超経費を除く): 62.0 兆円 (+0.2 兆円)
- ⇒ 前年度と実質的に同水準を確保

#### 3. 地方歳出の主なポイント

- (1) 地域デジタル社会推進費の計上 (令和3年度及び令和4年度限り)
- ・地域社会全体のデジタル化を進めるため、地方団体がデジタル化に2年間で集中的に取組む経費について、 「地域デジタル社会推進費」として計上(0.2兆円)。
- (2) 国と歩調を合わせた防災・減災、国土強靱化対策の推進
- ・災害の発生予防・拡大防止のため、**「緊急自然災害防止対策事業費」**を延長(5 年間)・拡充(0.3 兆円→0.4 兆円)。
- 不交付団体の超過財源見合いの歳出。
- ※2 令和3年度・令和4年度限りの地域デジタル社会推進費の財源を含む。

額の1兆円を計上している。

これらの結果、一般行政経費は、40兆8,824億円 (対前年度+5,107億円)となっている。

#### B) 投資的経費

投資的経費については、11兆9,273億円(対前年 度▲8,341 億円)を計上している。このうち、国の直 轄事業、補助事業に係る経費は、5兆7,136億円(対 前年度▲9,341億円)となっている。

なお、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊 急対策」(平成30年12月14日閣議決定)が終了し、 新たに「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速 化対策」(令和2年12月11日閣議決定)が策定された が、初年度にあたる令和3年度については、令和2年 度第3次補正予算で措置されていることに伴い、直轄 事業、補助事業に係る経費が減少することとなった。

地方単独事業に係る経費については、防災・減災、 国土強靱化対策に取り組むことができるよう、「緊急 自然災害防止対策事業費」及び「緊急防災・減災事業 費」について対象事業を拡充し、それぞれ4,000億円 (対前年度+1,000億円)、5,000億円(前年度同額) を計上したうえで、事業期間を令和7年度まで延長す ることとしており、全体で6兆2,137億円(対前年度 +1,000億円)となっている。

#### C) その他の経費

給与関係経費は、20兆1,540億円(対前年度▲1,336 億円)、公債費は11兆5,654億円(対前年度▲1,325億 円)\*5、維持補修費は1兆4,694億円(対前年度+225億 円)、公営企業繰出金は2兆4,430億円(対前年度▲ 512億円)、不交付団体の水準超経費は1兆1,500億円 (対前年度▲5,300億円) が計上されている。

これらの結果、地方の歳出総額は89兆5,915億 円\*6(対前年度▲1兆1,482億円)となっている。

#### (2) 地方の歳入の見込み

#### A)地方税収等

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に

よる減収を見込み、地方税収等(地方税収及び地方譲 与税収の合計額) は39兆9,021億円\*7 (対前年度▲3 兆6,431億円)を計上している。

#### B)地方特例交付金等

地方特例交付金等について、令和3年度においては、 3,577億円(対前年度+1,570億円)を計上している。 地方特例交付金については、住宅ローン減税による個 人住民税の減収を補塡するための交付金(1,813億円) 及び自動車課税の臨時的な軽減による減収を補塡する ための交付金(351億円)を計上している。

上記に加え、「新型コロナウイルス感染症緊急経済 対策」(令和2年4月20日閣議決定)における税制上 の措置として講じた、中小事業者等が所有する償却資 産・事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の軽減 措置及び生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例 措置の拡充・延長に伴う減収を補塡するため、新たに 「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別 交付金」を1,413億円計上することとした。

#### C)地方交付税交付金

地方交付税交付金については、(3) 地方交付税交付 金・地方一般財源総額で述べるとおりであり、17兆 4,385億円(対前年度+8,503億円)を計上している。

#### D) その他の地方歳入

国庫支出金(補助事業の実施のため国が地方公共団 体に交付する補助金等)については、14兆7,631億 円(対前年度▲4,526億円)が計上されている。

地方債(臨時財政対策債を除く)については、令和 3年度の発行額は5兆7,611億円(対前年度▲3,774 億円)となっている。

臨時財政対策債については、平成30年度以来3年 ぶりに折半対象財源不足が生じたことに伴う折半対象 分の臨時財政対策債を含め、5兆4,796億円(対前年 度+2兆3,399億円)となっている\*8。

これらの他、使用料及び手数料として1兆5,487億 円(対前年度▲274億円)、雑収入として4兆3,754

<sup>\*5)</sup> 令和2年度徴収猶予に伴う猶予特例債(2,145億円)を除いている。 \*6) 令和2年度徴収猶予に伴う猶予特例債(2,145億円)を除いている。

令和2年度徴収猶予の特例分(2,145億円)を除いている

<sup>\*8)</sup> うち折半対象分の臨時財政対策債は1兆7,169億円(対前年度皆増)。

億円(対前年度▲22億円)などが計上されている。

#### (3) 地方交付税交付金・地方一般財源総額

国の一般会計からの地方交付税交付金(入口ベー ス)は、国税の一定割合に当たる分(法定率分)13 兆7,002億円(対前年度▲1兆6,252億円)に、

- ・過去の地方財政対策における国と地方の貸し借りな どに起因する法定加算等4,746億円(対前年度▲ 441 億円)
- ・特例加算1兆7,169億円(対前年度皆増)

を加算し、過年度の精算に伴う3,004億円(対前年度 +650億円)を減じた額15米5.912億円(対前年度 **▲173億円)となっている\*9。なお、国税法定率分の** 減収幅が大きいことに鑑み、過年度精算のうち令和元 年度の国税決算分4,811億円の精算措置を繰り延べる ことで、令和3年度に予定されていた全ての過年度精 算を行った場合と比して、入口ベースの金額が増える こととなった。

交付税特会からの財源は、地方法人税の見込額1兆 3,232億円(対前年度▲1,332億円)から同特会にお ける借入金の支払利子760億円を控除したうえで、

- ・令和2年度第3次補正予算において償還を繰り延べ た交付税特会借入金償還予定額の繰越額2,500億 円\*10 (対前年度皆増)
- ・地域デジタル社会推進費の財源として確保した、地 方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金 2,000億円(対前年度皆増)

等を加算した1兆8,473億円(対前年度+8,676億円) である。これを入口ベースの地方交付税交付金に加算 した17兆4.385億円(対前年度+8.503億円)が、 出口ベースの地方交付税交付金となる。

これらの結果、地方交付税交付金(出口ベース)に 地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び臨時財政 対策債を加えた地方の一般財源総額は61兆9,932億 円\*11 (対前年度+2,414億円)を確保している。

この一般財源総額に国庫支出金や地方債(臨時財政

対策債を除く)等の特定財源を加えた歳入総額は89 兆5,915億円\*12 (対前年度▲1兆1,482億円)となり、 歳出総額と同額となる。

# 4. 令和3年度地方財政対策(東日本 大震災分)について

東日本大震災の復旧・復興にあたっては、令和3年 度からの第2期復興・創生期間においても、復旧・復 興事業及び全国防災事業について、それぞれ別枠で整 理し、所要の事業費及び財源を確保することとされて いる。その財源については、改正された復興財源確保 法\*13において、必要な措置が講じられた。

## (1)復旧・復興事業費

令和3年度地方財政対策においては、(1)直轄・補 助事業の地方負担分(公営企業債等により賄うことと されている地方負担額を除く)として537億円、(2) 地方単独事業分(単独災害復旧事業及び中長期職員派 遺等)として338億円、(3)地方税の特例減税措置 等に伴う減収分への対応として452億円、合計1,326 億円について震災復興特別交付税を措置し、東日本大 震災からの復旧・復興への対応に万全を期すこととし ている。なお、この震災復興特別交付税の財源は、東 日本大震災復興特別会計から交付税特会に繰り入れら れることとされている(返還金1億円を除く)。

#### (2)全国防災事業

全国防災事業(全国的に直轄・補助事業として行わ れる緊急防災・減災事業)の地方負担分は、個人住民 税の均等割の標準税率の10年間の引上げといった地 方税における時限的な税制措置などの地方負担で賄う こととしており、この事業費と財源については通常収 支分と別に整理されている\*14。当該事業の実施は平成 27年度で終了し、平成28年度以降は、これまでの全 国防災事業に伴って発行した地方債の元利償還金(公

<sup>\*9)</sup> これに地方特例交付金等3,577億円を加えた15兆9,489億円(対前年度+1,396億円)が、入口ベースの地方交付税交付金「等」である。

令和3年度の交付税特会借入金の償還予定額6,000億円も繰り延べた上で、償還計画の見直しを実施している。 \*10)

<sup>\*11)</sup> 水準超経費(1兆1,500億円)及び令和2年度徴収猶予の特例分(2,145億円)を除いている。

令和2年度徴収猶予の特例分(2,145億円)を除いている。 \*12)

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号) \*13)

なお、地方単独事業分については、平成24年度までは全国防災事業として実施されていたが、平成25年度以降、通常収支において緊急防災・減災 事業費として計上している。

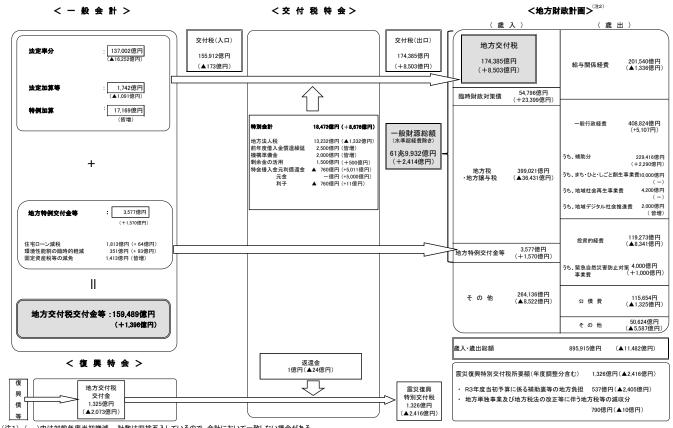
債費)及びこれに充当する歳入のみの計上が行われている。令和3年度の公債費は1,090億円(対前年度▲2億円)となっており、これを時限的な税制措置による地方税収744億円(対前年度▲12億円)と、通常収支分からの充当345億円(対前年度+10億円)等で賄うこととしている。

## 5. おわりに

以上のとおり、令和3年度地方財政対策は、一般財源総額を前年度と実質的に同水準とし、地方公共団体が現下の課題に対応しつつ、安定的な財政運営を行うことに資する内容となった。また、令和元年度国税決算の精算繰り延べや交付税特会財源の活用等により、「国と地方の折半ルール」を遵守しつつ地方交付税交付金(出口ベース)について前年度を上回る17兆4,385億円とするとともに、臨時財政対策債の増加額を可能な限り抑制した。

今後の地方財政を考えると、社会保障分野の歳出増などが見込まれる中でも、地方財政計画に計上された事業の実績や効果について「見える化」を進めながら不断に検証し歳出改革を進め、持続可能性を確保していくことが求められる。令和4年度以降も、「地方一般財源総額実質同水準ルール」の下で、国・地方を通じた財政健全化を目指して取り組んでいくことが必要である。\*15





<sup>(</sup>注1) ( )内は対前年度当初増減。 計数は四捨五入しているので、合計において一致しない場合がある。 (注2)令和2年度徴収猶予の特例分(2,145億円)を除いている。

<sup>\*15)</sup> 令和元年3月に続いて令和2年9月にも、総務省は地方単独事業(ソフト)の決算額の内訳を調査・公表した。データの経年比較を行い、PDCAサイクルを確立するためにも、この取組を深化・拡大させ、継続していくことが重要である。